

平成22年(行コ)第157号

原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求控訴事件

控訴人 竺原光江

被控訴人 国

答 弁 書

平成22年6月30日

東京高等裁判所第12民事部C2係 御中

被控訴人指定代理人

黒 見 知 子
高 石 興 則
佐々木 雅 人
滝 澤 豪
俣 野 敏 道
渡 辺 佳 恵
吉 瀬 周 作
新 垣 琢 磨
曳 野 潔
安 田 篤

貴 田 仁 郎
有 馬 伸 明
足 立 恭 二
西 田 英 範
田 代 直 人
鎌 形 祥 子
山 崎 丈 巳
渡 邊 桂 一
氏 原 拓
大 淺 田 薫
野 口 康 成
小 山 田 巧
桑 原 豊

(送達場所)

〒100-8225

東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 行政訟務部門 高石あて

(電 話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

2010年(平成22年)6月1日付け控訴理由書における控訴人の主張は、原審における主張の繰り返しか又は控訴人独自の見解を述べるものにすぎず、これに対する被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において被控訴人が主張したとおりであって、控訴人の訴えの一部を却下し、その余の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴に理由はない。

したがって、本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。